福祉課からのお知らせ

◎福祉医療費助成制度

次に当てはまる人は、医療費が助成されます。助成を受けるには、福祉課で手続きが必要です。

制度区分	対象者	助成内容
69 歳 老 人	満 69 歳の人 ※ただし、所得制限があります	保険の自己負担額の一部 （入院時の食事代を除く）
重度心身障害者	満 65 歳未満で ①身体障害者手帳の 1 級～ 3 級および 4 級の一部の人 ②療育手帳のＡ１・Ａ２・Ｂ１の人	保険の自己負担額の全額 （入院時の食事代を含む）
乳 幼 児	義務教育就学前までの乳幼児	保険の自己負担額の全額（入院時の食事代を含む）
母 子 家 庭 等	①18 歳未満の児童を扶養している 配偶者のいない女性とその児童 ②父母のいない 18 歳未満の児童 ※ただし、所得制限があります	保険の自己負担額の全額（入院時の食事代を含む）
重度心身障害者老人特別助成	満 65 歳以上で ①身体障害者手帳の 1 級～ 3 級および 4 級の一部の人 ②療育手帳のＡ１・Ａ２・Ｂ１の人	老人保健医療の自己負担分（入院時の食事代を含む）

◎老人医療費の負担割合を見直します

該当者は、今年の税の申告により自己負担限度額の区分が変更になった人です。新しい老人医療受給者証は 8 月 1 日から使用できます。該当者には、 7 月下旬に本人あてに通知しますので手続きしてください。

・自己負担額限度額表

区分		負担割合	限度額（月額）
外 来（個人ごと）	低所得者 I	1 割	8, 000 円
	低所得者 II	1 割	8, 000 円
	一 般	1 割	12, 000 円
	一定以上所得者	2 割	40, 200 円
入院および世 帯	低所得者 I	1 割	15, 000 円
	低所得者 II	1 割	24, 600 円
	一 般	1 割	40, 200 円
	一定以上所得者	2 割	72, 300 円＋ 1 %（＊）

＊医療費が 361, 500 円を超えたときは、超えた分の 1 %を加算

○「低所得者 I 」とは、市民税非課税世帯で、かつ、世帯全員について所得区分ごとに各所得いずれも 0 円の人

○「低所得者 II 」とは、市民税非課税世帯の人

○一定以上所得者とは、市民税課税標準額が124万円以上の人、または同一世帯の 70 歳以上の人。ただし、70 歳以上の高齢者の年間収入金額の合計が 637 万円（70 歳以上が 1 人の場合は 450 万円）未満のときは、届け出により 1 割になります。

※老人医療対象者は昭和 7 年 9 月 30 日以前に生まれた人です。

◎老人医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

この認定証は、入院にかかる医療費や食事療養費が減額できるものです。
新しい証書は 8 月 1 日から使用できます。該当者には、 7 月下旬に本人あてに送付します。

◇対 象 市民税非課税世帯に属する老人医療対象者

※老人医療対象者は昭和 7 年 9 月 30 日以前に生まれた人です。

福 祉 課 内線 318

夏休み限定

あい愛バスでどこまで行こう

あい愛バス 夏休みフリーきっぷ

夏休みのうち、 7 月 19 日から 8 月 30 日までの間、あい愛バスが乗り放題の「夏休みフリーきっぷ」を発売します。

あい愛バスに乗って、市内のいろんなところに出かけませんか？

◇対 象 市内小中学生

◇料 金 500 円

※「夏休みフリーきっぷ」は、あい愛バスの車内でお買い求めください。

※あい愛バスの時刻表（ルートマップ付）は、市役所または各連絡所にあります。

総合政策課 内線 246